

公益社団法人香川県栄養士会健やか香川栄養ケア・ステーション事業運営規則

平成18年4月1日制定

(目的)

第1条 この規則は、健やか香川栄養ケア・ステーション事業（以下「ケア・ステーション事業」という。）の運営に必要な事項を定める。

(事務局)

第2条 本事業を推進するため、事務局を香川県高松市末広町1番地2（公社）香川県栄養士会内に置く。

2 事務局に事務職員を置き、ケア・ステーション事業の事務を行う。

(ケア・ステーション運営委員会)

第3条 ケア・ステーション運営委員会は、正会員の中から次に掲げる者をもって組織する。

一 社会活動部担当理事

二 各職域部から選出された会員

2 委員は、会長が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 ケア・ステーション運営委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 会議は、委員長が招集し、その議長となる。委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(ケア・ステーション事業への登録)

第4条 ケア・ステーション事業への希望する会員は、登録することができる。

2 ケア・ステーション事業に登録する会員は、登録申込書（様式1）を会長に提出する。

3 継続を希望する登録者は、運営委員会の指定する研修を受講するものとする。

(名簿の作成)

第5条 ケア・ステーション運営委員会は、登録者名簿（様式2）を作成するものとする。

(紹介依頼)

第6条 管理栄養士・栄養士の紹介依頼者は、管理栄養士・栄養士紹介依頼書（様式3）により会長あてに提出する。

2 会長は、紹介依頼書に基づき、別紙「健やか香川栄養ケア・ステーション事業運営フロー図」により登録者に照会・承諾を得る。

(紹介決定)

第7条 会長は、紹介者を決定し、依頼者に対し管理栄養士・栄養士紹介決定通知書（様式4）を送付する。

(報告)

第8条 ケア・ステーション事業の業務に従事した登録者は、業務実施報告書（様式7）を7日以内に会長あてに提出する。

(報酬単価等)

第9条 会員の報酬単価等に関する事項は、別に定める。

(規則の変更)

第10条 この規則の変更は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。